

猟銃所持許可申請に必要な添付書類一覧								
許可を受けようとする者	現に猟銃の許可を受けている者				現に空気銃の許可を受けている者		猟銃及び空気銃の許可を受けていない者	
	現に所持する猟銃と同種の猟銃の所持許可を受けようとする者 (射撃競技参加選手等を除く。)	現に所持する猟銃と同種の猟銃の所持許可を受けようとする者 (射撃競技参加選手等に限る。)	及び所持しようとする猟銃に係る射撃指導員	やむを得ない事情により更新を受けられなかった者	有効な合格証明書又は教習修了証明書を所持する者	やむを得ない事情により更新を受けられなかった者	有効な合格証明書又は教習修了証明書を所持する者	やむを得ない事情により更新を受けられなかった者
申請書に添え、又は提示する書類								
写真(2枚)							○	○
診断書	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票の写し							○	◎
講習修了証明書	提示	提示	提示	提示	提示	提示	提示	提示
合格証明書又は教習修了証明書				提示		提示		提示
技能講習修了証明書	提示		提示		提示			
許可証	提示	提示	提示	提示	提示	提示		
やむを得ない事情を明らかにした書類			○		○		○	
使用実績報告書			○		○		○	
経歴書	●	●	●	●	●	●	○	◎
同居親族書	●	●	●	●	●	●	○	◎
譲渡等承諾書	○	○	○	○	○	○	○	○
身分証明書	●	●	●	●	●	●	○	◎
保管状況報告書	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 申請書は1通である。

注2 診断書については、例えば、教習資格認定申請に際しての診断書の提出と、所持許可申請に際しての診断書の提出とが近接している場合など、申請日において作成日から起算して3ヶ月以内の診断書については、繰り返し申請書に添付できる。

注3 住民票の写しについては、本籍地の記載のあるものに限る。(外国人の場合は、国籍等の記載のあるもの)

注4 講習修了証明書の提示は、射撃指導員の場合、射撃指導員指定書を提示すれば足りる。

注5 技能講習修了証明書は、許可を受けようとする銃種と同種の技能講習に係る技能講習修了証明書の提示が必要である。

射撃指導員は、更新を受けようとする銃種と同種の射撃指導員指定書を提示すれば足りる。
注6 ◎については、技能検定の合格証明書又は射撃教習の教習修了証明書の交付を得てから1年を経過していない者が、前記に係る申請を行った公安委員会に対し所持許可の申請を行う場合は、添付を省略することができる。

注7 ●については、前回提出以降変更がなく、新たな許可証の交付を伴わない許可申請の場合は省略することができる。

注8 用途が狩猟又は有害鳥獣駆除であるときは、狩猟免状又は鳥獣捕獲許可証を提示する。